

静岡県告示第608号

令和4年5月10日静岡県告示第383号にて告示した令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））の知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項で準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和4年8月30日

静岡県知事 川勝平太

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

35.2トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分量
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	22.3トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から7月まで）	5.3トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（8月から11月まで）	7.3トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（12月から翌年3月まで）	9.7トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	7.4トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から7月まで）	3.3トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（8月から11月まで）	3.7トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（12月から翌年3月まで）	0.4トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。